



いわき平ロータリークラブ週報

創立 1953.6.18

承認 1953.6.29

<http://iwakitaira-rc.jp/>

■事務局 / 福島県いわき市平字白銀町 4-13 不二屋第二ビル2F

(0246) 25-3000

■例会場 / いわきワシントンホテル椿山荘

(0246) 35-3000

■例会日 / 毎週木曜日 p.m.12:30 ~ 13:30

会長：鈴木 東雄 幹事：坂本 佳友 発行：会報・広報委員会

第 2940 例会 (19号) 2014 年 11 月 13 日 (木) 曇

会員卓話 SPEECH

「相続税贈与税の改正と次世代のための相続の準備」

常陽銀行平支店支店長
片平正夫 会員



平成27年1月1日からの相続税及び贈与税の改正と、それに関連して次世代のための相続の準備についてお話しさせていただきます。

相続税の改正は、概ね3つあります。一つ目は税率構造の見直しであり、課税価格が2億円以上の場合、税率が変更となります。二つ目は基礎控除の引き下げです。来年1月からは、定額控除も法定相続分の比例控除額も現行の6割まで減額となるため、全体的に課税が強化されます。三つ目は、反対に相続税が軽減される見直しとなる「小規模宅地等の課税の特例」です。

贈与税の改正については、まず、直系尊属から20歳以上の者（子供や孫）が贈与を受けた場合のケースが新設され、現行と比較して税額が軽減され、全体的に贈与がしやすくなるように税率構造が変更になりました。

続いて、相続時精算課税制度の対象拡大です。相続時精算課税制度とは、「贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基にした相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行う制度」で、収益を生み出す資産や、収益が出ている自社株などに活用したほうが良い制度です。

同じく贈与税改正点として「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」という制度が25年度に新設されました。こちらは、既存の制度として「祖父母様がお孫様のために、その都度教育資金を支払う行為は非課税となる制度」が存在するので、それを補完する形で新設されたものです。

来年からの相続税改正でどのくらい増税になるかの事例を見ると、相続税がかなり上がることがわかります。このようなことから、事前に相続税対策を講じる必要があると考えます。

相続税軽減策の中には、教育資金一括増税制度を利用した商品や、生命保険商品など当行で取り扱っている業務もあります。また、自社株移転など事業承継を含めた複合的な資産承継に対するご相談も当行では対応していますので、お気軽にご相談ください。

二つ目のテーマは「次世代のための相続の準備」です。

相続時に発生する問題は、大きく分けて2種類あります。一つは「家族間の争いの問題」であり、もう一つは「納税の問題」です。

家族間の争いでは、遺言書がない場合、相続人同士での話し合いにより「遺産の分割協議」を成立させなければなりません。家庭裁判所への相続に関する相談件数は年々増加しています。また、トラブルになる相続財産額の規模では5千万円以下の資産が全体の3分の2以上を占めており、資産額が小さいとトラブルがないと考えるのは早計です。

また、相続税の納税は相続開始後10ヶ月と定められており、この期間に納税が間に合わないと、税法上多くの特例が使えなくなり、多大な不利益を被ります。

早期に遺産分割ができないと、①財産の名義書き換えができないため生活や納税面で支障をきたす②遺産分割協議成立まで長期間の裁判手続を要することがある③相続税法上の恩典（配偶者の税額軽減の特例、小規模宅地の税額軽減の特例など）が利用できないなどのデメリットがあります。

これらのトラブルを事前に解決する方法として遺言があります。遺言には次のような特徴があります。第1に「遺産分割手続が不要」です。第2に、後継者や配偶者など特定の相続人に対して法定相続割合より多くの遺産を承継させることが可能となるなど自分の意向を反映させることが可能です。第3に、配偶者や子供達などの相続人以外の人に遺産を残すことが可能となります。

遺産分割時に紛争が生じる可能性が高いケース。特定の相続人に特定の財産を承継させる必要があるケース。法定相続人以外の人に財産を承継させたいケースなどは、遺言が特に必要とされるケースだといえます。

常陽銀行では、相続関連業務への取り組みを強化しております。これまで築き上げてきた大切な財産について、どう次世代に引き継いでいったらいいか、そのようなご相談に対し、常陽銀行では皆様と一緒に、最適な解決策を考えてまいりますので、どうぞ営業店にご相談頂きたくよろしくお願い申し上げます。



2014~2015年度
国際ロータリーのテーマ

「ロータリーに輝きを」

LIGHT UP ROTARY

「出席はロータリアンの3大義務の1つです」

◆司会：野沢副幹事

〔点鐘・ロータリーソング（我らの生業）・四つのテスト（清水俊政会員）〕



清水俊政会員

★結婚祝



佐々木芳弘さん
(11月15日)

★誕生祝



野沢達也さん
(11月13日)
Happyバースデーソング斉唱

◆会長挨拶ならびに報告



11月になって、朝晩めっきりと冷え込むようになりました。11月は1年でも変化の多い月だと思います。11月初旬はまだいい天気が続きますが、立冬を過ぎるとだんだん寒くなって来る。中旬になれば霜が降り、野山の葉っぱも色づいてきます。下旬になれば枯葉が舞って、場所によっては初雪の便りが届く、非常に変化に富んだ月です。11月は霜月と言われますが、霜が降りてくるので田んぼの収穫も終わっており、豊作を感謝する酉の市や新嘗祭が行われます。新嘗祭は昔は旧暦の11月に行われていましたが、明治になって11月23日に行われるようになり、我々にとっては勤労感謝の日として祝日になっています。また11月は七五三の月でもあります。もともとは公家や武家で行われていた風習ですが、江戸時代になって商家でも行われるようになり、明治時代になると庶民にも普及しました。11月は季節の変化や各種行事を健康に楽しめばよいのではないかと思います。

11月30日にはIMも開催されます。交通手段の案内も来ていると思います。こちらも楽しく参加していただければと思います。

◆幹事報告

○いわき桜RCより11月プログラム予定表が届きました。

○いわき福音協会より「はまなす」が届きました。

委員会報告

◆出席委員会（志賀弘昌委員長）

例会日	基本会員数	出席者	メーキャップ数
11月13日	51名	25名	—

◆ロータリー財団委員会（代理・山野辺倉平会員）

志賀弘昌さん。

以上1件

◆米山記念奨学会委員会（山野辺倉平委員長）

志賀弘昌さん、鈴木浩さん、新妻純男さん、佐々木芳弘さん。
以上、4件

◆スマイルボックス委員会（薄井親一郎会員）

♥鈴木東雄さん（片平さん卓話よろしく）♥関口武司さん（片平さん、卓話宜しくお願いします）♥薄井親一郎さん（片平さん卓話よろしくお願い致します）♥小野寺順正さん（卓話楽しみにしています）♥菊田政寛さん（片平さま、卓話よろしくお願いします）♥吉田仁平さん（片平様の卓話楽しみ）♥松崎倫久さん（片平さん卓話よろしくおねがいします）♥三瓶和秀さん（片平さん卓話よろしくお願いします）♥志賀弘昌さん（片平さん卓話よろしく）♥片平正夫さん（卓話宜しくお願いします）♥佐藤淳さん（クリスマスビュッフェ、おせち、よろしくお願いします）♥野沢達也さん（誕生祝ありがとうございました。あつという間に52才になりました）♥佐々木芳弘さん（結婚祝有難うございました）

以上13件

★本日の例会案内 11月20日(木)PM12:30～
会員卓話 菊田政寛会員
お食事メニュー＝チキンソテー茸のソース温野菜添え

★次回の例会案内 11月27日(木)
IMの為、振替休会